

※ チェックシートは、事業者用と店舗用（申請店舗数分）の両方が必要です。

このシートは、申請する店舗ごとに必要です。

チェック後、このシートは提出書類とあわせてご提出ください。

申請書類  
キ

要請期間 流川・薬研堀地区：5/12～6/1  
広島県内全域：5/16～6/1

提出書類

店舗用  
チェックシート

# 記入例

感染症拡大防止協力支援金（令和3年度第1期）  
提出書類チェックシート（店舗用）

申請書に記入した  
申請者名

申請手引 8ページ  
項目番号

申請者名

広島県庁株式会社

店舗番号

1

キ)  このシート（店舗用チェックシート）

※提出する申請書の控えを1部お手元に保管していただくようお願いいたします。

申請書のうら面に記入した集計表の店舗番号  
※1店舗しかない場合は「1」

ク)  店舗情報シート

要請に応じた広島県内の店舗ごとに作成してください。

※ウラ面は、要請前に20時以降も酒類の提供を行っていた流川・薬研堀地区の店舗のみ、PCR検査の受検状況等を記入してください。なお、民間のPCR検査を受検した場合には、受検したことがわかる書類を提出してください。

ケ)  飲食店営業許可証（写し）

（許可証の有効期間が協力した期間のすべての日を含んでいる必要があります。）

※要請期間中に更新を行っている場合は、新旧の許可証の写しを提出してください。

コ)  要請前の営業時間を証明する書類（手書きのものは認められません。）

※要請前に20時以降も営業している店舗であることがわかる資料を提出してください。

（例）レジの記録、クレジットカードの明細、バーコード決済の明細、看板や入口への印字の写真、風俗営業（1号）許可証の写し、特定遊興飲食店営業許可証の写し等

※20時以降の営業を証明できない場合は、対象外となります。（手書きのものは認められません。）

サ)  ◎店舗の外観写真

店舗の入口に営業時間短縮または休業していることを来店客に告知するポスターやチラシを張り、外観の写真（※チラシそのものだけでなく、店舗入り口や看板等とチラシが画像に入っているもの）を撮ってください。

シ)  ◎店舗の内観写真

店舗内の客席が確認できる写真を撮ってください。

※営業時間短縮の場合には、店舗内に営業時間を短縮していることを来店客に告知するポスターやチラシを張り、内観の写真（※チラシそのものだけでなく、店舗内の席等が画像に入っているもの）を撮ってください。

ス)  申請額計算書

※店舗の所在地や申請要件、事業規模や売上高によって、様式が異なるため、該当する計算書を作成してください。

※申請額と交付額は一致しない場合があります。交付額は、確定申告書等により、一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会が決定します。

セ)  ◎「広島積極ガード店」のステッカーと「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の宣言書の掲示写真

※協力支援金の申請期限までに、感染防止の取組を行い「広島積極ガード店」の申請・登録を行ってください。（「広島積極ガード店」の申請により、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」としても登録されます。）

※ステッカーや宣言書の入手が間に合わない場合には、申請したことがわかる書類を送ってください。

ソ)  ◎酒類のメニュー表の写真【該当する店舗のみ】

店舗内に置いてある（壁等に掲示してある）メニュー表の写真を撮ってください。

※メニュー表がない場合は、酒類が陳列されている棚やビールサーバー等、酒類を提供していることがわかる写真を撮ってください。

タ)  ◎カラオケ設備の写真【該当する店舗のみ】

店舗内に置いてあるカラオケ設備の写真を撮ってください。

チ)  令和元年または令和2年の確定申告書の5月の売上高の内訳がわかる資料

※計算書の「令和元年又は令和2年の5月の売上高」は、店舗ごとの飲食に関する売上のみが該当します。

※次のとおり、内訳書を作成してください。

- ・飲食事業と他の事業（建設業、コンサル等）の内訳
- ・飲食事業のうち、店舗ごとの内訳
- ・該当店舗の売上のうち、飲食以外（物販等）がある場合、その内訳

ツ)  令和3年5月の売上に係る日ごとの売上帳簿の写し

※令和3年5月の売り上げがない場合、直近の売り上げがある月の日ごとの売上帳簿を提出してください。

※どの店舗の売上帳簿かわかるように明記してください。

テ)  PCR検査の受検を証明する書類【流川・薬研堀地区で、要請前に20時以降も酒類の提供を行っていた店舗のみ】

※民間のPCR検査を受けた場合のみ必要です。（全員が広島県実施のPCR検査を受検した場合には、不要です。）

※要請がなければ、この期間中に働く予定だったすべての従業員がPCR検査を5月6日～6月1日までに1回以上PCR検査を受ける必要があります。なお、従業員には、アルバイトやパートも含まれます。

※すべての従業員のPCR受検が確認できなかった場合、PCR受検なしとして交付額を決定します。

◎ 各写真には、店舗名を記載する等、どの写真か、わかるようにしてください。